

令和2年度騒音規制法等施行状況調査の結果について

令和4年2月25日（金）

都道府県等からの報告に基づき、令和2年度における騒音に係る環境基準の達成状況及び苦情の件数のほか、騒音規制法に基づく地域指定の状況、届出件数及び措置の状況等について取りまとめましたのでお知らせします。

1. 目的

環境省では、騒音防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、環境基準の達成状況、騒音規制法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。

2. 調査結果の概要

(1) 騒音に係る環境基準の達成状況

騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域を有する市区町村は、令和2年度末において、全国の市区町村数の71.3%に当たる1,241市区町村（前年度1,242市区町村）でした。

令和2年度に環境騒音の測定を実施した地方公共団体数は307市区町村（同315市区町村）であり、全測定地点2,537地点（同2,628地点）のうち、89.5%（同89.0%）に当たる2,271地点（同2,340地点）で環境基準を達成していました。

(2) 騒音に係る苦情の件数

騒音に係る苦情の件数は、令和2年度は20,804件（前年度15,726件）で、前年度に比べ5,078件（同32.3%）増加しました。

苦情の内訳をみると、建設作業が最も多く7,841件（全体の37.7%）、工場・事業場が5,554件（同26.7%）、営業が1,911件（同9.2%）等でした。

(3) 騒音規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

騒音規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、令和2年度末時点で、全国の市区町村数の76.4%に当たる1,330市区町村（前年度1,311市区町村）でした。

同法に基づき届出された規制対象の工場・事業場（特定工場等）の総数は、令和2年度末時点で、全国で209,106件（同211,468件）でした。また、同法に基づき令和2年度に届出された規制対象の建設作業（特定建設作業）の総数は、85,119件（同86,268件）でした。

(4) 騒音規制法に基づく措置の状況

令和2年度の騒音規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情の件数は593件（前年度553件）でした。当該年度に行われた騒音規制法に基づく報告の徴収は99件（同98件）、立入検査は348件（同365件）、騒音の測定は154件（同195件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは70件（同99件）でした。また、行政指導が401件（同414件）、同法に基づく改善勧告が2件（同1件）、改善命令が1件（同0件）でした。

指定地域内の特定建設作業に係る苦情の件数は2,207件（同2,015件）でした。当該年度に行われた騒音規制法に基づく報告の徴収は387件（同223件）、立入検査は1,563件（同1,508件）、騒音の測定は292件（同220件）で、測定の結果、規制基

準を超えていたものは68件(同60件)でした。また、行政指導が1,814件(同1,675件)、同法に基づく改善勧告及び改善命令は0件(同0件)でした。

3. その他

令和2年度騒音規制法等施行状況調査の詳細については別紙のとおりです。

また、調査により得られた自治体毎のデータは、後日「令和2年度騒音規制法等施行状況調査報告書」としてホームページで公表する予定です。

<https://www.env.go.jp/air/noise/index.html>

環境省水・大気環境局
大気環境課大気生活環境室
直通 03-5521-8299
代表 03-3581-3351
企画官 鈴木 克彦 (内線 6540)
担当 稲熊 大毅 (内線 6548)
担当 佐藤 周平 (内線 6543)

I. 騒音に係る環境基準の達成状況

(1) 騒音に係る環境基準の類型当てはめ状況

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域を有する市区町村は、令和2年度末において、全国の市区町村数の71.3%に当たる1,241市区町村であった(表1)。

表1 環境基準の類型当てはめ状況(令和2年度末現在)

	市	区	町	村	計
全市区町村数	792	23	743	183	1,741
環境基準の類型当てはめ市区町村数	765	23	415	38	1,241
割合(%)	96.6%	100%	55.9%	20.8%	71.3%

(2) 一般地域における環境基準の適合状況

全国の一般地域(道路に面する地域以外の地域)における環境騒音の状況を把握するため、地方公共団体により測定された環境騒音の環境基準の適合状況について調査した(表2)。

① 環境騒音の測定実施状況

令和2年度に環境騒音の測定を実施した地方公共団体数は307市区町村(前年度315市区町村)で、環境基準の類型当てはめがなされている1,241市区町村の24.7%であった。

測定地点の総数は2,537地点(同2,628地点)であり、そのうち定点測定地点数は1,959地点(同2,000地点)で、全体の77.2%となった。ただし、定点測定地点とは、測定地点のうち継続的な変化を調査するために定期的に測定を行う地点であり、毎年度実施しているものとは限らない。

② 環境基準の適合状況

環境基準の適合状況については、令和2年度は全測定地点2,537地点(前年度2,628地点)のうち89.5%(同89.0%)に当たる2,271地点(同2,340地点)で環境基準に適合していた。

なお、環境基準の適合状況は、地域の騒音状況をマクロに把握するために必要な地点を選定している場合と、騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合とに分けて集計を行っている。

ア 地域の騒音状況をマクロに把握するために必要な地点を選定している場合
令和2年度は、全測定地点2,107地点(前年度2,244地点)のうち89.5%(同89.0%)に当たる1,886地点(同1,997地点)で環境基準に適合していた。

地域類型別にみた場合、A類型及びB類型地域(住居系地域)では1,565地点(同1,652地点)のうち88.9%(同88.5%)に当たる1,391地点(同1,462地点)、C類型地域(住居・商工業混在地域)では538地点(同587地点)のうち91.4%(同90.5%)に当たる492地点(同531地点)で適合していた。

イ 騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合

令和2年度は、全測定地点430地点(前年度384地点)のうち89.5%(同89.3%)に当たる385地点(同343地点)で適合していた。

地域類型別にみると、A類型及びB類型地域では304地点(同265地点)のうち88.5%(同89.1%)に当たる269地点(同236地点)、C類型地域では

125 地点（同 118 地点）のうち 92.0%（同 89.8%）に当たる 115 地点（同 106 地点）で適合していた。

注）この集計における環境基準の適合・不適合の判定については、原則として測定した全ての時間帯において環境基準を満たした場合を「適合」とした。

表 2 一般地域における環境基準の測定及び適合状況（道路に面する地域を除く）

測定実施自治体数		全測定地点数	定点測定地点数	ア. 地域の騒音状況をマクロに把握するような地点を選定している場合				イ. 騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合			
				AA	A及びB	C	計	AA	A及びB	C	計
307	測定地点数	2,537	1,959	4	1,565	538	2,107	1	304	125	430
	適合地点数	2,271	1,750	3	1,391	492	1,886	1	269	115	385
	適合率(%)	89.5	89.3	75.0	88.9	91.4	89.5	100.0	88.5	92.0	89.5

- AA : 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
- A : 専ら住居の用に供される地域
- B : 主として住居の用に供される地域
- C : 相当数の住居と併せて商業、工場等の用に供される地域

③ 環境基準の適合状況の推移

平成 12 年度から令和 2 年度までの環境基準の適合状況の推移については図 1 のとおりとなった。令和 2 年度は前年度に比し、やや増加しており、長期的にも概ね増加傾向にある。

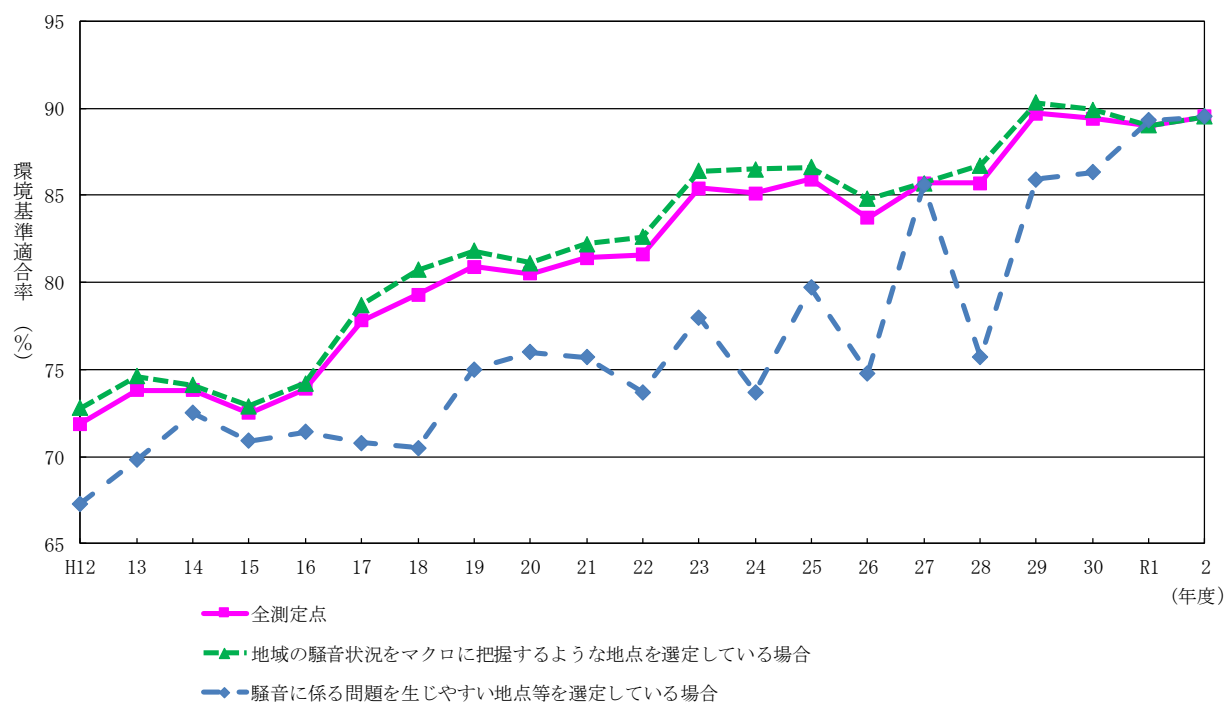


図 1 一般地域における環境基準の適合状況の推移

II. 騒音に係る苦情の件数

(1) 苦情件数の推移

令和2年度に全国の地方公共団体が受理した騒音に係る苦情の件数は20,804件であった。これは、前年度(15,726件)と比べて5,078件(32.3%)の増加となった(図2)。

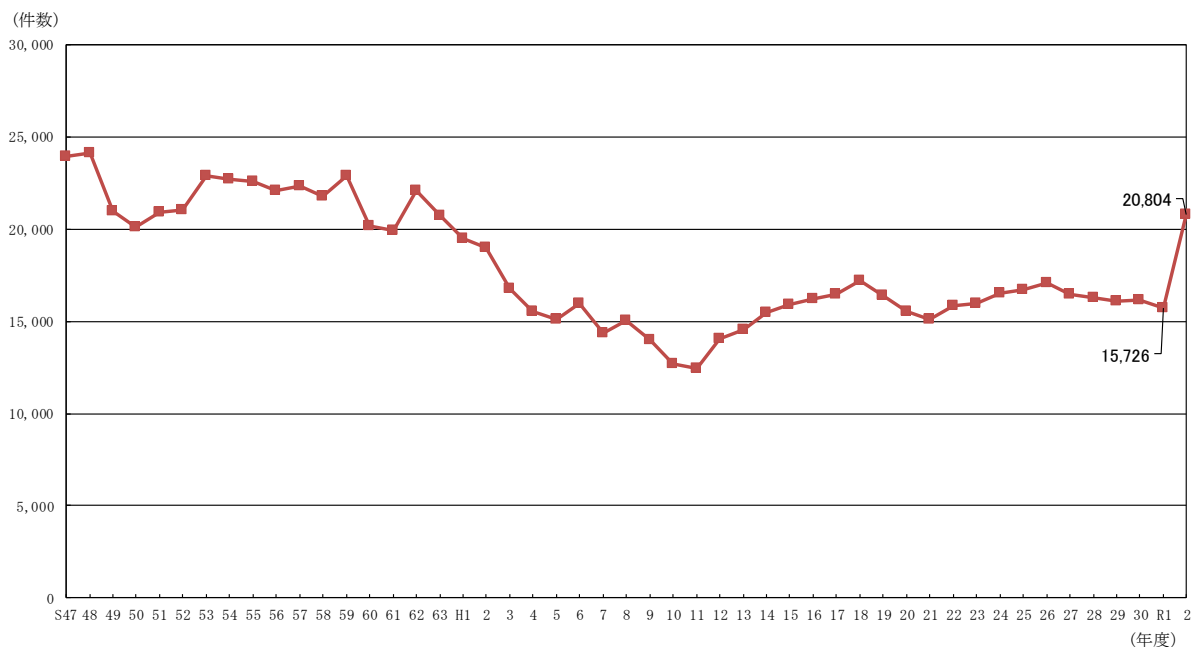


図2 苦情件数の推移

(2) 発生源別の苦情件数

令和2年度の苦情件数を発生源別にみると、建設作業が7,841件(全体の37.7%)で最も多く、次いで工場・事業場が5,554件(同26.7%)、営業が1,911件(同9.2%)の順となっている(図3、図4)。

また、前年度と比較すると、建設作業に係る苦情が1,779件(29.3%)、工場・事業場に係る苦情が1,132件(25.6%)、営業に係る苦情が500件(35.4%)、家庭生活に係る苦情が452件(40.0%)、アイドリング・空ふかしに係る苦情が117件(42.1%)、拡声機に係る苦情が94件(27.1%)、自動車に係る苦情が128件(42.2%)、航空機に係る苦情が24件(7.2%)それぞれ増加し、再生可能エネルギーに係る苦情が2件(12.5%)、鉄道に係る苦情が1件(1.7%)減少した。

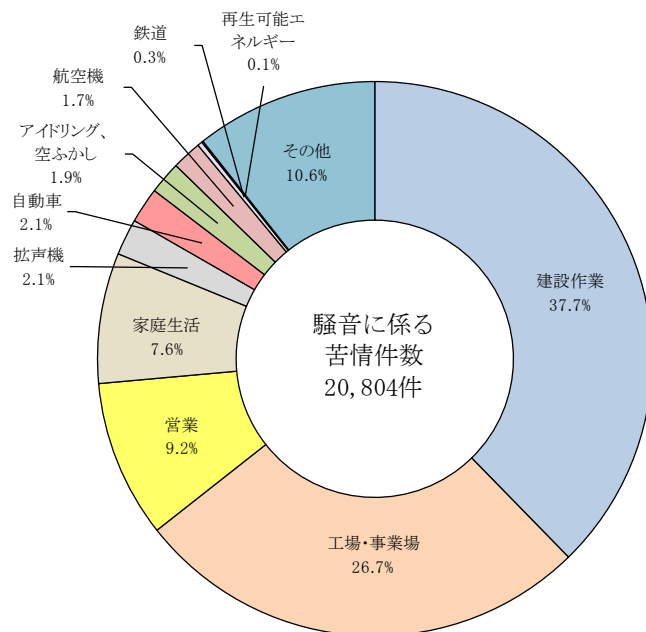


図3 苦情件数の発生源別内訳(令和2年度)

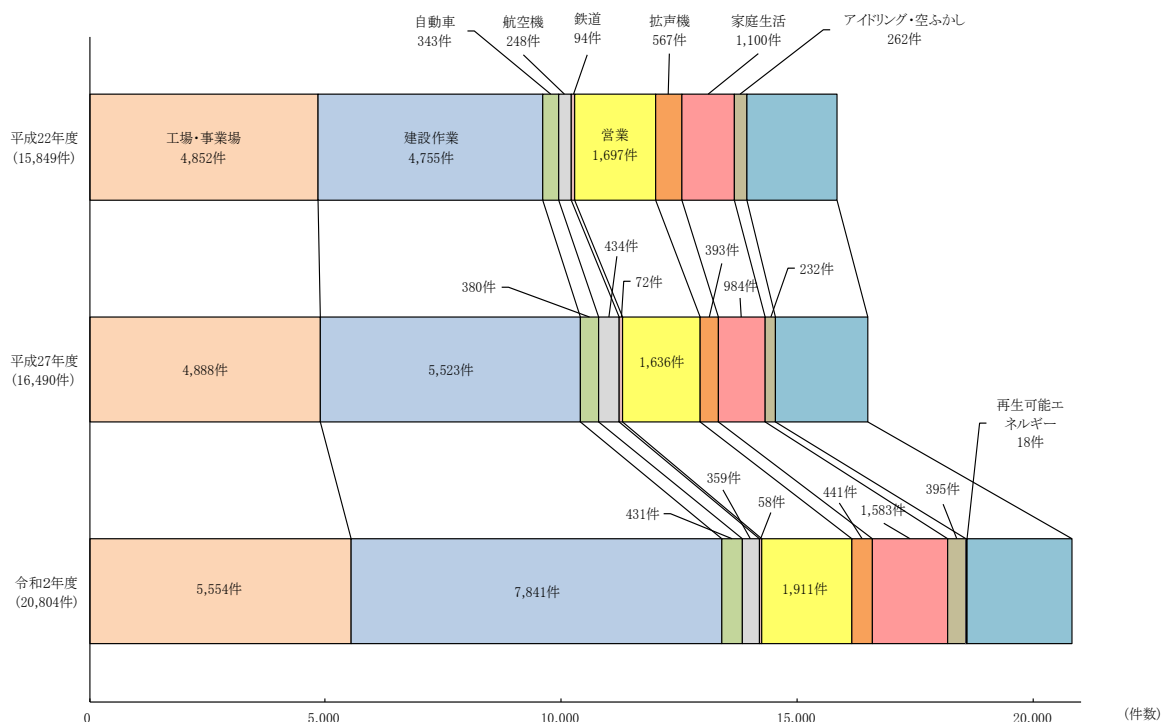


図4 5年毎の苦情件数の発生源別内訳

(3) 都道府県別の苦情件数

令和2年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の4,368件が最も多く、次いで大阪府が2,211件、神奈川県が1,820件、愛知県が1,813件、千葉県が1,388件となっている。上位5都府県で総苦情件数の55.8%を占めており、大都市を有する地域において苦情が多かった。この傾向は、人口100万人当たりの苦情件数においてもほぼ同様であった(表3、表4)。

表3 都道府県別苦情件数(上位5都道府県)

	苦情件数		人口100万人当たりの苦情件数	
	都道府県名	件数	都道府県名	件数
1	東京都	4,368	東京都	316
2	大阪府	2,211	大阪府	250
3	神奈川県	1,820	愛知県	240
4	愛知県	1,813	千葉県	220
5	千葉県	1,388	神奈川県	197
	全国	20,804	全国平均	164

注) 人口は平成3年1月1日の総務省統計局人口推計による。

表4 都道府県別苦情件数の対前年度増減状況

都道府県	苦情件数		対前年度比増減状況		都道府県	苦情件数		対前年度比増減状況	
	令和元年度	令和2年度	件数	割合		令和元年度	令和2年度	件数	割合
北海道	163	461	298	182.8%	滋賀県	111	155	44	39.6%
青森県	56	50	△6	△10.7%	京都府	376	407	31	8.2%
岩手県	79	97	18	22.8%	大阪府	2,037	2,211	174	8.5%
宮城県	159	220	61	38.4%	兵庫県	615	738	123	20.0%
秋田県	50	61	11	22.0%	奈良県	96	116	20	20.8%
山形県	65	110	45	69.2%	和歌山県	104	88	△16	△15.4%
福島県	90	129	39	43.3%	鳥取県	69	65	△4	△5.8%
茨城県	280	466	186	66.4%	島根県	19	37	18	94.7%
栃木県	154	173	19	12.3%	岡山県	184	189	5	2.7%
群馬県	201	250	49	24.4%	広島県	303	366	63	20.8%
埼玉県	668	1,207	539	80.7%	山口県	75	96	21	28.0%
千葉県	993	1,388	395	39.8%	徳島県	50	68	18	36.0%
東京都	3,177	4,368	1,191	37.5%	香川県	73	99	26	35.6%
神奈川県	1,062	1,820	758	71.4%	愛媛県	130	137	7	5.4%
新潟県	177	183	6	3.4%	高知県	18	53	35	194.4%
富山県	24	34	10	41.7%	福岡県	566	686	120	21.2%
石川県	97	82	△15	△15.5%	佐賀県	35	57	22	62.9%
福井県	49	69	20	40.8%	長崎県	138	141	3	2.2%
山梨県	73	100	27	37.0%	熊本県	134	179	45	33.6%
長野県	165	219	54	32.7%	大分県	161	137	△24	△14.9%
岐阜県	223	236	13	5.8%	宮崎県	128	155	27	21.1%
静岡県	431	518	87	20.2%	鹿児島県	107	125	18	16.8%
愛知県	1,437	1,813	376	26.2%	沖縄県	164	215	51	31.1%
三重県	160	230	70	43.8%	合計	15,726	20,804	5,078	32.3%

注) △は減少を示す。

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

令和2年度の工場・事業場に対する苦情総数は5,554件であり、そのうち騒音規制法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対するものは593件（全体の10.7%）であった。

また、建設作業に対する苦情総数7,841件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は2,207件（同28.1%）であった（表5）。

表5 規制対象とそれ以外の苦情件数（工場・事業場、建設作業）

発生源の種類 年 度		工場・事業場					建設作業				
		特定工場等		左記以外		計	特定建設作業		左記以外		計
		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外	
令和元年度	件数	553	63	3,378	428	4,422	2,015	60	3,799	188	6,062
	%	12.5%	1.4%	76.4%	9.7%	100.0%	33.2%	1.0%	62.7%	3.1%	100.0%
令和2年度	件数	593	43	4,348	570	5,554	2,207	44	5,334	256	7,841
	%	10.7%	0.8%	78.3%	10.3%	100.0%	28.1%	0.6%	68.0%	3.3%	100.0%

(5) 低周波音に係る苦情の状況

令和2年度に全国の地方公共団体が受理した低周波音に係る苦情の件数は336件で、前年度（257件）に比べ79件（30.7%）増加した（図5）。

発生源別にみると、工場・事業場が93件（全体の27.7%）で最も多く、次いで家庭生活上で83件（同24.7%）であった（表6）。

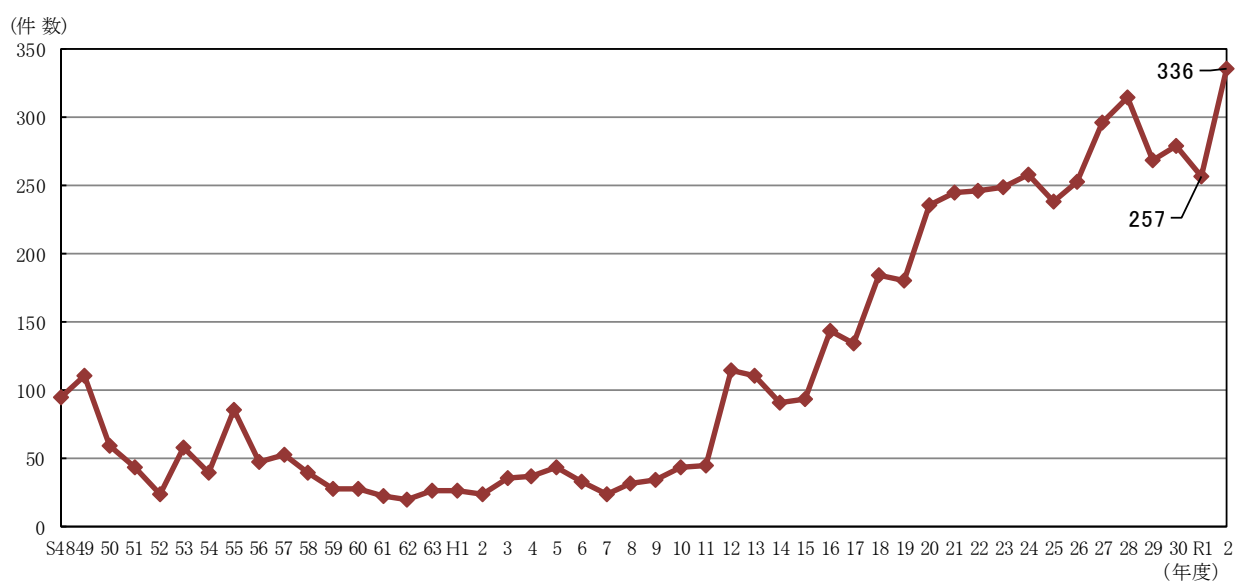


図5 低周波音に係る苦情件数の推移

表6 低周波音に係る苦情件数の内訳（10年間）

（件数）

年度 発生源	H23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	R1 (2019)	2 (2020)	
工場・事業場	83	75	67	72	72	63	64	70	73	93	27.7%
建設作業	16	8	19	11	9	16	8	12	5	3	0.9%
自動車	1	5	3	1	4	0	3	2	1	4	1.2%
航空機	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	0.3%
鉄道	0	0	2	0	0	0	0	0	1	1	0.3%
営業	12	14	14	14	12	17	14	16	11	10	3.0%
拡声機	1	1	2	0	0	1	0	1	0	2	0.6%
家庭生活	31	36	36	59	72	81	64	55	70	83	24.7%
アイドリング・ 空ふかし	0	0	1	0	1	4	0	1	1	1	0.3%
再生可能 エネルギー	—	—	—	—	—	—	—	—	4	7	2.1%
その他	105	119	94	96	126	132	116	123	91	131	45.2%
合計	249	258	239	253	297	315	269	280	257	336	100.0%

Ⅲ. 騒音規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

(1) 地域指定の状況

騒音規制法に基づき地域指定が行われている市区町村数は、令和2年度末時点で1,330市区町村（前年度1,311市区町村）であり、全国の市区町村数の76.4%（同75.3%）であった（表7）。

表7 騒音規制法地域指定の状況（令和2年度末現在）

	市	区	町	村	計
全市区町村数	792	23	743	183	1,741
騒音規制法指定地域	783	23	475	49	1,330
割合（%）	98.9%	100.0%	63.9%	26.8%	76.4%

(2) 特定工場等総数及び特定施設の届出数

騒音規制法に基づき届出された特定工場等の総数は、令和2年度末時点で209,106件で、前年度（211,468件）に比べ2,362件（1.1%）減少した。

また、特定施設の総数は1,561,498件で、前年度（1,563,701件）に比べ2,203件（0.1%）減少した。

特定工場等総数の内訳をみると、主な特定施設として空気圧縮機等を届け出ているものが全体の45.1%と最も多く、次いで金属加工機械が19.9%であった（表8の①）。

特定施設総数の内訳をみると、空気圧縮機等が全体の47.6%と最も多く、次いで織機が19.9%、金属加工機械が17.6%の順となっていた（表8の②）。

表8 法に基づく届出件数（令和2年度末現在）

① 特定工場等総数			② 特定施設総数		
主要な設置特定施設	総数	(%)	特定施設	総数	(%)
金属加工機械	41,631	19.9%	金属加工機械	274,349	17.6%
空気圧縮機等	94,233	45.1%	空気圧縮機等	743,897	47.6%
土石用破碎機等	5,255	2.5%	土石用破碎機等	27,945	1.8%
織機	20,311	9.7%	織機	309,992	19.9%
建設用資材製造機械	3,034	1.5%	建設用資材製造機械	4,790	0.3%
穀物用製粉機	572	0.3%	穀物用製粉機	3,505	0.2%
木材加工機械	17,487	8.4%	木材加工機械	55,892	3.6%
抄紙機	714	0.3%	抄紙機	2,440	0.2%
印刷機械	16,839	8.1%	印刷機械	64,910	4.2%
合成樹脂用射出成形機	8,003	3.8%	合成樹脂用射出成形機	66,999	4.3%
鋳造型機	1,027	0.5%	鋳造型機	6,779	0.4%
計	209,106	100.0%	計	1,561,498	100.0%

(3) 特定建設作業の実施届出件数

令和2年度の騒音規制法に基づく特定建設作業の実施届出件数は、85,119件で前年度(86,268件)に比べ1,149件(1.3%)減少した。

その内訳をみると、さく岩機を使用する作業が57,418件(全体の67.5%)と最も多く、次いでバックホウを使用する作業が14,413件(同16.9%)であった(表9)。

表9 特定建設作業の実施届出件数

特定建設作業の種類	届出件数	(%)
くい打機等を使用する作業	3,958	4.6%
びょう打機を使用する作業	73	0.1%
さく岩機を使用する作業	57,418	67.5%
空気圧縮機を使用する作業	7,230	8.5%
コンクリートプラント等を設けて行う作業	416	0.5%
バックホウを使用する作業	14,413	16.9%
トラクターショベルを使用する作業	440	0.5%
ブルドーザーを使用する作業	1,171	1.4%
計	85,119	100.0%

IV. 騒音規制法に基づく措置の状況

(1) 特定工場等に対する措置等の状況

令和2年度の騒音規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情の件数は593件(前年度553件)であった。

これに対して騒音規制法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査が348件(同365件)、報告の徴収が99件(同98件)、騒音の測定が154件(同195件)であった。

測定の結果、規制基準を超えていたものは70件(同99件)、改善勧告が2件(同1件)、改善命令が1件(同0件)であった。なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、行政指導が401件(同414件)行われた(表10)。

表10 指定地域内の特定工場等騒音に係る措置等の状況

	令和元年度	令和2年度
立入検査	365	348
報告の徴収	98	99
騒音の測定	195	154
(うち基準超過)	99	70
改善勧告	1	2
改善命令	0	1
行政指導	414	401
(参考)苦情件数	553	593

(2) 特定建設作業に対する措置等の状況

令和2年度の騒音規制法の指定地域内における特定建設作業に係る苦情の件数は2,207件(前年度2,015件)であった。

これに対して騒音規制法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査が1,563件(同1,508件)、報告の徴収が387件(同223件)、騒音の測定は292件(同220件)であった。

測定の結果、規制基準を超えていたものは68件(同60件)であり、改善勧告及び改善命令が0件(同0件)であった。なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、行政指導が1,814件(同1,675件)行われた(表11)。

表11 指定地域内の特定建設作業騒音に係る措置等の状況

	令和元年度	令和2年度
立入検査	1,508	1563
報告の徴収	223	387
騒音の測定	220	292
(うち基準超過)	60	68
改善勧告	0	0
改善命令	0	0
行政指導	1,675	1,814
(参考)苦情件数	2,015	2,207

(3) 道路交通騒音に対する措置等の状況

令和2年度の騒音規制法の指定地域内における道路交通騒音の苦情の件数は352件(前年度240件)であった。

これに対して騒音規制法に基づき行われた措置は、騒音の測定が48件(同53件)であり、測定の結果、要請限度を超えていたものが3件(同8件)であった。また、都道府県公安委員会に対する交通規制等の要請が0件(同0件)、道路管理者に対する道路の構造改善等の意見陳述が6件(同4件)であった。

なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、都道府県公安委員会に対する同様の措置依頼が0件(同2件)、道路管理者に対する措置依頼が25件(同35件)であった(表12)。

表12 指定地域内の道路交通騒音に係る措置等の状況

	令和元年度	令和2年度
騒音の測定	53	48
(うち要請限度超)	8	3
公安委員会への要請	0	0
道路管理者への意見	4	6
要請以外の公安委員会への措置依頼	2	0
意見陳述以外の道路管理者への措置依頼	35	25
(参考)苦情件数	240	352